平成２６年（フ）第１１１１号
横浜市西区南軽井沢10番５号コーポヨコハマ１Ｆ－Ｂ
破産者　株式会社プリーマ
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４号
鳥取県鳥取市富安２丁目159番地
破産者　株式会社エスアイネットワークス
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７０号
松江市西尾町18番地１
破産者　被相続人前一子の相続財産
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３０号
栃木県佐野市若松町555番地　パークハイツ105
破産者　小林　　實
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第７７号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3985番地
破産者　黒木　　尚
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩2000番地の９
破産者　金谷　初江（旧姓小沼）
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２４３号
神奈川県秦野市南矢名1725―12、住民票上の住所神奈川県秦野市南矢名1728番地の９　東瓜生野ハイツ１号
破産者　小川美佐子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８３号
静岡県焼津市小川3326番地の１
破産者　名執　周一
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８３号
静岡市清水区八木間町440番地の１　エクセリッチＫ－Ｉ－102号、旧住所静岡市清水区神田町２番28号　エンゼルハイム桜橋102
破産者　堀越　　猛
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５３号
奈良県橿原市曽我町1073番地の20
破産者　冨増　繁央
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
奈良県香芝市上中434番地　プランデスポワールＥ棟101号、前住所奈良県大和高田市大字根成柿380番地１　Ｂ507号室ネオシティ大和高田
破産者　川村　義雄
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第６６１号
埼玉県川口市柳崎２丁目４番20号　グリーンパーク風間102号、旧住所埼玉県川口市柳崎２丁目24番22号
破産者　小松　茂章
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
富山市本郷町192番地21
破産者　立起工業こと　木下　潤一
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５８号
静岡市葵区赤松８―16　医療法人社団博慈会介護老人保健施設こみに、住民票上の住所静岡市葵区千代田５丁目９番26―９号
破産者　松下　直温
成年後見人　松田康太郎
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８６号
名古屋市守山区御膳洞404番地
破産者　石井電工こと　石井　孝幸
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５９号
名古屋市港区九番町５丁目13番地の１　小島コーポ303号、従前の住所名古屋市港区土古町４丁目20番地　ホワイトハイツ明和６－Ｂ号
破産者　池田　辛一
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６０号
名古屋市港区九番町５丁目13番地の１　小島コーポ303号、従前の住所名古屋市港区土古町４丁目20番地　ホワイトハイツ明和６－Ｂ号
破産者　池田アキ子
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２８号
名古屋市中村区白子町４丁目７番地　コンセール白子町305号、従前の住所名古屋市中村区名駅５丁目10番７号　花車ビル中館301号
破産者　安藤　佳三
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部